

仕様書

- 1 名 称 宍粟市人権啓発冊子「そよ風」作成業務
- 2 期 間 契約締結日の翌日から令和9年3月12日（金）
- 3 納品場所 自治会ごとに梱包し、人権推進課（宍粟防災センター2階、宍粟市山崎町鹿沢65-3）に納品すること

4 規格等

- （1）判型 A4判
- （2）ページ数 12ページ（表紙・裏表紙を含む）
- （3）印刷 オフセット印刷4色刷り
- （4）用紙 マットコート紙A判44.5kg
- （5）製本 中綴じ製本
- （6）発行部数 14,000部
- （7）インキ 植物由来の油を含有したインキを使用

5 業務内容

受託者は次の業務を行うものとする。

（1）デザイン業務

- ア 表紙・本文デザイン制作
- イ レイアウト・図表作成
- ウ 配色設計

（2）イラスト・漫画作成業務

- ア オリジナルイラスト・カットイラスト・漫画（4ページ）・表紙ビジュアル制作

（3）印刷製本業務

- ア 製版、印刷、製本、梱包、納品

（4）電子データ作成業務

- ア ホームページ掲載用PDF、テキスト埋め込みPDF、成果物データ作成

6 受託者要件

受託者は次の要件を満たすこと。

- (1) 過去10年間に官公庁、地方公共団体、教育機関又は公益法人等が発注した広報誌、啓発冊子又はこれに類する印刷物の制作実績を有すること。
- (2) 業務責任者を配置すること。
- (3) デザイン担当者、DTP担当者、校正責任者及び著作権管理責任者を配置すること。
- (4) 発注者が求めた場合は、実績資料及び担当者履歴書を提出すること。

7 フォント要件

- (1) 高齢者及び障がいのある人にも配慮したユニバーサルデザインを採用すること。
- (2) 使用可能フォント例
 - ア UDデジタル教科書体
 - イ UD新ゴ
 - ウ UD黎ミン など
- (3) フォントライセンスは適正に保有すること。ライセンス証明書の提出を求める場合がある。
- (4) 納品PDFにはフォント情報を適正に埋め込むこと。(アウトライン保護機能は禁止)

8 イラスト及び漫画制作要件

- (1) 本業務で使用するイラスト、漫画、カットイラスト及び表紙ビジュアルは、本業務のために新規制作した完全オリジナル作品とする。
- (2) 冊子の内容に基づき、独自に制作するものとし、既存素材の流用は認めない。
- (3) 漫画4ページについては描き下ろしとする。

9 使用禁止事項

受託者は次の素材を使用してはならない。

- (1) フリー素材

- ア イラストAC
- イ その他フリー素材サイト

(2) 有料ストック素材

- ア Adobe Stock
- イ PIXTA
- ウ Canva
- エ その他ストックサービス

(3) 生成AIによる画像、写真、イラスト、漫画その他素材

(4) 第三者著作物のトレース

(5) 第三者著作物の模写

(6) 既存素材の加工、色変更、切り貼り等による流用

10 オリジナル作品の定義

本仕様書におけるオリジナル作品とは、受託者又は受託者が雇用する制作者が、本業務のために白紙の状態から独自に構図、人物、背景及び表現を創作した作品をいう。次のものはオリジナル作品と認めない。

- (1) スtock素材の加工
- (2) フリー素材の加工
- (3) AI生成物の修正
- (4) トレース作品
- (5) 模写作品
- (6) 既存作品の改変

11 制作証明資料

発注者が必要と認めた場合は、受託者は次の資料を提出しなければならない。

- (1) ラフスケッチ
- (2) 下描き
- (3) Illustrator制作データ
- (4) Photoshop制作データ
- (5) 制作履歴

- (6) 制作者情報
- (7) その他必要資料

12 著作権及び知的財産権

- (1) 受託者は著作権法その他関係法令を遵守すること。
- (2) 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条を含む）は発注者に帰属するものとする。
- (3) 受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 第三者との権利紛争が発生した場合は受託者の責任及び費用負担で解決するものとする。

13 工程管理

- (1) 契約締結後速やかに工程表を提出すること。
- (2) 工程表には次の事項を記載すること。
 - ア 編集・デザイン・イラスト制作工程
 - イ 初稿・再校・三校提出日、校了予定日
 - ウ 印刷・製本工程
 - エ 納品日
- (3) 工程変更時は変更工程表を提出すること。

14 校正

- (1) 校正回数
 - 校正回数は原則3回以上とする。
 - ただし発注者が必要と認めた場合は回数に制限なく対応するものとする。
- (2) 校正提出
 - 校正は本印刷と同一銘柄及び同一紙厚の用紙を使用すること。
- (3) 校正見本は実際の中綴じ製本形態で作成すること。

(4) 提出部数は各回3部とする。

(5) 次の校正を実施すること。

ア 文字・レイアウト・色校正

イ 画像品質確認

(6) 校正は印刷に適したPSプリンターまたは印刷に近いプリンターで出力すること。

15 印刷品質基準

(1) 本機校正又は同等の色校正を実施すること。

(2) 見当ズレ、色ムラ、裏移り、汚れ等がないこと。

(3) 商業印刷物として十分な品質を確保すること。

(4) 発注者が不相当と認めた場合は再印刷を求めることができる。

(5) 発注者が求めた場合は、印刷事業者が発行した、植物由来の油を含有したインキの使用確認ができる資料又は証明書を提出すること。

なお、印刷事業者のホームページ、インキメーカー等のホームページの掲載内容、カタログ等のみの提出は、使用証明書類として認めないものとする。

16 データ作成要件

(1) 制作には次のソフトウェアを使用すること。

ア Adobe Illustrator

イ Adobe InDesign

ウ Adobe Photoshop

(2) いずれも正規ライセンス版を使用すること。

(3) 印刷用PDFはPDF/X-4 またはPDF/X-1 準拠とすること。

17 成果品

受託者は次の成果品をCD記録媒体で納品すること。

- (1) 印刷物
- (2) 印刷用PDF、市公式ホームページ掲載用PDF、テキスト埋め込みPDF
- (3) 使用フォント・素材一覧
- (4) 成果物データ一式

18 品質保証

納品後に誤植、レイアウト不備、画像解像度不足、色再現不良その他受託者の責による瑕疵が判明した場合は、受託者の負担により速やかに修正又は再印刷を行うものとする。

19 再委託

本業務の全部または主要部分を第三者へ再委託してはならない。

ただし発注者が認めた場合を除く。

20 検査

成果物は発注者の検査を受けるものとする。

検査の結果、不適合が認められた場合は受託者の負担により修正又は再制作を行うこと。

21 その他

本仕様書に定めのない事項については発注者と受託者が協議のうえ決定する。

受託者は業務上知り得た情報を第三者へ漏えいしてはならない。